

平成31年 3月吉日

各市町村協会・部会・連盟 会長殿

鳥取県バドミントン協会会長 加藤 博司
(公印省略)
鳥取県バドミントン協会理事長 源 憲治
(公印省略)

サービス高を1.15mに固定する新ルールに対する

判定方法の暫定処置について

平素より本会へのご理解とご尽力賜り、誠にありがとうございます。

さて、「競技規則第9条 サービス」に関する条項の改定に伴い、2019年4月1日より新ルールが施行されることになりました。下記の改定点とそれに伴う運用方法について貴会会員へ周知していただくようお願いいたします。

1 改定点

・競技規則第9条第1項(6)

サーバーのラケットで打たれる瞬間に、シャトル全体が必ずコート面から1.15m以下でなければならない。

・競技規則第9条第1項(7)

サーバーが持つラケットヘッド及びシャフトは、シャトルを打つ瞬間に下向きでなければならない。→全文削除

2 運用方法

ポストやプレーヤーの着衣にコート面から1.15m高さのところにテープやリボンなどでマークを付け、そのマークを基準にコート面から1.15mの高さのところに水平面をイメージし、判定をする。

以上